

姫路市保健所業務における職員(会計年度任用職員)の募集について

職務内容・勤務場所・募集する職種

■職務内容・勤務場所

保健所業務における事業(心理相談:発達検査及び個別指導・相談業務)の従事及びこれに係る事務
詳細については、お問い合わせください。

■募集する職種

乳幼児の発達検査のできる専門職(臨床心理士、言語聴覚士など)

受験資格 募集にあたり、面接試験をおこないます

■乳幼児の発達検査のできる専門職の資格を有する者

以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事項に該当する場合は、受験できません。

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又その執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

申込手続

事前に申込、面接試験等の詳細については、保健所健康課までお問い合わせください。

■必要書類

- 1 受験申込書(所定のもので本人自筆、写真を貼付のこと)
- 2 受験資格確認書類(各職種の免許証、証明書等)

■申込期間

令和4年4月11日(月)から採用決定するまで(ただし、土・日・祝を除く)

■申込場所・時間

姫路市保健所 健康課
〒670-8530 姫路市坂田町3番地
電話番号 079-289-1641
8時35分から17時20分まで

勤務条件等

■身分

地方公務員法第22条の第2項第1号のパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

■勤務時間

月2~3回程度(1回 6時間30分の勤務)

■報酬等

日給 14,323円
報酬の他に、通勤手当に相当する費用が支給されます。

■休暇

勤務日数により年次有給休暇等あり

問い合わせ先

■姫路市保健所健康課

電話 079-289-1641
8時35分から17時20分まで(ただし、土・日・祝を除く)